

令和4年

第1回熊本県後期高齢者医療  
広域連合議会定例会会議録

熊本県後期高齢者医療広域連合議会事務局



## 目 次

|    |   |    |
|----|---|----|
| 1  | 会議日程  | 2  |
| 2  | 出席議員  | 2  |
| 3  | 欠席議員  | 3  |
| 4  | 説明のため出席した者  | 3  |
| 5  | 議会事務局職員   | 4  |
| 6  | 開会  | 4  |
| 7  | 日程第 1 諸般の報告   | 4  |
| 8  | 日程第 2 議席の指定   | 4  |
| 9  | 日程第 3 会議録署名議員の指名                                      | 4  |
| 10 | 日程第 4 会期の決定   | 5  |
| 11 | 日程第5から日程第10   | 5  |
| 12 | 提案理由説明  | 5  |
| 13 | 質疑・討論・採決  | 7  |
| 14 | 日程第11 発議第1号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の<br>一部を改正する規則の制定について | 17 |
| 15 | 提案理由説明  | 17 |
| 16 | 質疑・討論・採決  | 18 |
| 17 | 日程第12 一般質問  | 18 |
| 18 | 閉会  | 27 |

## 会 議 日 程

令和4年2月9日（水曜日） 午後2時30分開会

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議第 1号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 第 6 議第 2号 令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について
- 第 7 議第 3号 令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 第 8 議第 4号 令和4年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 第 9 議第 5号 令和4年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 第10 議第 6号 熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 発議第1号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第12 一般質問

○

出席議員（33名）

|     |   |   |   |    |
|-----|---|---|---|----|
| 1番  | 原 | 口 | 亮 | 志  |
| 4番  | 安 | 田 | 康 | 則  |
| 6番  | 近 | 松 | 恵 | 美子 |
| 7番  | 服 | 部 | 香 | 代  |
| 8番  | 坂 | 本 | 道 | 博  |
| 10番 | 小 | 西 | 涼 | 司  |
| 11番 | 石 | 川 | 洋 | 一  |
| 14番 | 来 | 海 | 恵 | 子  |
| 15番 | 上 | 村 | 則 | 幸  |
| 16番 | 松 | 尾 | 純 | 久  |
| 17番 | 佐 | 藤 | 安 | 彦  |
| 18番 | 中 | 逸 | 博 | 光  |
| 19番 | 高 | 巢 | 泰 | 廣  |
| 20番 | 豊 | 瀬 | 和 | 久  |

|     |   |   |     |
|-----|---|---|-----|
| 21番 | 小 | 林 | 久美子 |
| 24番 | 市 | 原 | 正文  |
| 25番 | 本 | 田 | 生一  |
| 26番 | 堀 | 田 | 直孝  |
| 27番 | 吉 | 良 | 清一  |
| 28番 | 藤 | 木 | 正幸  |
| 29番 | 清 | 崎 | 輝昭  |
| 30番 | 西 | 村 | 博則  |
| 32番 | 藤 | 澤 | 和生  |
| 33番 | 三 | 浦 | 賢治  |
| 35番 | 川 | 野 | 雄一  |
| 36番 | 森 | 本 | 完一  |
| 37番 | 吉 | 瀬 | 浩一郎 |
| 38番 | 黒 | 木 | 龍次  |
| 39番 | 中 | 嶽 | 弘継  |
| 40番 | 市 | 岡 | 智恵  |
| 42番 | 内 | 山 | 慶治  |
| 43番 | 松 | 谷 | 浩一  |
| 45番 | 錦 | 戸 | 俊春  |

○

欠席議員（12名）

|     |   |   |    |
|-----|---|---|----|
| 2番  | 中 | 村 | 博生 |
| 3番  | 松 | 岡 | 隼人 |
| 5番  | 高 | 岡 | 利治 |
| 9番  | 中 | 口 | 俊宏 |
| 12番 | 園 | 田 | 浩文 |
| 13番 | 浜 | 崎 | 昭臣 |
| 22番 | 高 | 橋 | 周二 |
| 23番 | 渡 | 邊 | 誠次 |
| 31番 | 宮 | 川 | 安明 |
| 34番 | 竹 | 崎 | 一成 |
| 41番 | 木 | 下 | 丈二 |
| 44番 | 溝 | 口 | 峰男 |

○

説明のため出席した者

|        |      |
|--------|------|
| 広域連合長  | 大西一史 |
| 副広域連合長 | 荒木泰臣 |
| 事務局長   | 岩崎高児 |

事務局次長兼給付課長 大 西 学  
事務局次長兼総務課長 古 賀 優 作

○

議会事務局職員

議 会 事 務 局 長 入 江 常 治  
書 記 吉 田 正 男  
書 記 中 山 義 崇  
書 記 高 橋 朋 宏

○

午後2時30分開会

○

○原口亮志 議長

それでは、会議を始めます。

ただいまの出席議員は33名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。日程第5ないし日程第10の議案審議につきましては、まず、提案理由について一括して説明を求め、その後、議案に対する質疑を行った後、討論・採決に入ることとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

○

日程第1 諸般の報告

○原口亮志 議長

それでは、これより、日程第1、「諸般の報告」を申し上げます。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による現金出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付し、議会に対する報告といたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

日程第2 議席の指定

○原口亮志 議長

次に、日程第2、「議席の指定」を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第2項の規定により、議長が定めることとなっております。

議員の議席は、ただいま御着席のとおり指定いたします。

○

日程第3 会議録署名議員の指名

○原口亮志 議長

次に、日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長が指名することになっております。

6番、近松恵美子議員、18番、中逸博光議員を指名いたします。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

#### 日程第4 会期の決定

##### ○原口亮志 議長

次に、日程第4、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

##### ○原口亮志 議長

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りに決定いたしました。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

日程第5 議第1号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第6 議第2号 令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)について

日程第7 議第3号 令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

日程第8 議第4号 令和4年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

日程第9 議第5号 令和4年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

日程第10 議第6号 熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

##### ○原口亮志 議長

次に、日程第5ないし日程第11、議案審議を行います。

議第1号ないし議第6号を一括して議題といたします。

議案の朗読は省略し、直ちに上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

##### ○大西一史 広域連合長

議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

##### ○原口亮志 議長

大西連合長。

○

(大西一史広域連合長 登壇)

### ○大西一史 広域連合長

皆様、こんにちは。広域連合長の大西でございます。提案理由の説明に先立ち、一言、御挨拶申し上げます。

令和4年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用にもかかわらず、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、本県の後期高齢者医療制度につきまして、議員の皆様をはじめ、構成市町村の皆様の御協力により円滑に運営することができておりますことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。

さて、皆様、御承知のとおり、令和4年からは団塊の世代が後期高齢者となり始めるなど、後期高齢者医療を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

そのような中、本広域連合におきましても、保険料率の見直しなどを行う一方で、医療費の適正化につながる保健事業のさらなる推進につきましても、45市町村と連携を図りながら取り組む所存でございます。

本日は、令和3年度補正予算、令和4年度当初予算のほか、条例改正など7件の案件について御審議いただきます。その中で、2年ごとに見直す保険料率につきましては、継続的かつ安定的な制度運営のため、引き上げざるを得ない結論に至りました。被保険者数の増加とともに、保険給付費が増加してくることが主な要因ですが、後期高齢者医療を取り巻く環境が大変厳しい状況にありますことを御理解いただきますよう、どうかよろしくお願いたします。

それでは、議第1号から議第6号までの提案理由につきまして、一括して説明させていただきます。

まずは、議第1号、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」でございます。これは、熊本県市町村総合事務組合規約に規定する交通事故災害事務から、令和4年6月30日をもって宇城市が脱退することに伴い、同組合の事務の変更及び規約の一部変更を行うものであります。

続いて、補正予算についてでございます。議第2号及び議第3号につきましては、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでありまして、議第3号につきましては、あわせて地方自治法第214条の規定により、債務負担行為を定めるものであります。

議第2号は、「令和3年度一般会計補正予算（第2号）」でございます。これは、歳出予算につきまして、決算見込みに基づき、科目間の増減補正を行うものでして、歳入歳出予算の総額の変更はございません。

議第3号は、「令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」でございます。主な内容といたしましては、決算見込みによる補正でございます。保険料等負担金、調整交付金等に伴うものとなっております。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,609万5,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を3,006億2,486万8,000円とするものでございます。債務負担行為につきましては、健診業務



委託契約を締結する市町との契約等に関するものでございます。

続きまして、議第4号及び議第5号について御説明いたします。本件は、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、令和4年度の一般会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について、議会の議決をお願いするものでございます。

まず、議第4号、「一般会計予算」について御説明いたします。一般会計につきましては、主に広域連合の運営等に関する経費でございまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,294万5,000円とするものであります。前年度と比較いたしますと、448万6,000円、1.74%の減額となっております。

次に、議第5号、「後期高齢者医療特別会計予算」について御説明いたします。特別会計につきましては、主に県下、約28万人の被保険者に対する医療給付に係る経費でございまして、予算の約98.4%が保険給付費となっております。令和4年度は、歳入歳出予算の総額を2,984億6,781万5,000円とするものであります。前年度と比較しますと、約56億6,700万円の増、率にして1.94%の増となっております。これは、主に一人当たり医療費及び被保険者数の増加に伴うものでございます。

続きまして、条例改正につきまして御説明いたします。

議第6号、「後期高齢者医療に関する条例の一部改正」につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項の規定に基づく、令和4・5年度の保険料率につきまして、所得割率及び均等割額を改定するものでございます。また、令和4年4月1日から施行されます高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、賦課限度額の引き上げを行いますとともに、年度経過による条文整備を行うものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○原口亮志 議長

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

お手元に配付しております「質疑通告書」のとおり、議第5号、議第6号について、近松恵美子議員、小林久美子議員より質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は5分以内、質疑の回数は3回まででありますので、御承知願います。

質疑の順序は、議会運営申し合わせ事項により通告順とされておりますので、議第5号について、近松恵美子議員から発言を許します。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○近松恵美子 議員

議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○原口亮志 議長

近松恵美子議員。

○  
(近松恵美子議員 登壇)

○近松恵美子 議員

保健事業と介護予防の一体的実施事業について、さらにもっと具体的な連合会の関わり、事業内容についてお伺いします。さらに、これらの評価の視点についてお伺いいたします。

(近松恵美子議員 着席)

○岩崎高児 事務局長

議長。

○原口亮志 議長

岩崎事務局長。

○  
(岩崎高児事務局長 登壇)

○岩崎高児 事務局長

ただいま議員御質問の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」の具体的な事業の内容及び評価の視点についてお答えいたします。

本事業は、市町村へ委託して実施するもので、各市町村において地域の健康課題を把握し、解決に向け、疾病予防や重症化予防だけでなく、介護フレイル予防にも重点的に取り組むものでございます。医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正に伴いまして、当広域連合において「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する事業実施方針」を策定し、令和2年度から取り組みを開始しております。

お尋ねの令和4年度の具体的な事業内容といたしまして、35市町村への事業委託を行うほか、効果的かつ効率的に本事業を進めるために市町村訪問や研修会を開催し、市町村支援を行ってまいります。また、新たに構成市町村の健康課題の現状把握・調査など事業評価のための分析等を行っていく予定としております。さらに、こうした事業量の増加を見込みまして、保健師1名を増員し、推進体制を強化してまいります。

次に、本事業の評価の視点につきましては、平成30年度から令和5年度までを計画期間とする「第2次熊本県後期高齢者医療保健事業実施計画（データヘルス計画）」に掲げておりますけれども、健康診査受診率向上やフレイル予防に取り組む市町村の数を評価指標としております。今後は、市町村で実施された取り組み内容のデータを詳細に分析し、有効な評価指標を検討してまいります。

(岩崎高児事務局長 着席)

○近松恵美子 議員

議長。

○原口亮志 議長

近松恵美子議員。

○  
（近松恵美子議員 登壇）

○近松恵美子 議員

有効なデータも出していただいているように見せていただきましたけれども、私はさらにそこにやはり取り組んで医療費の減少、医療給付費ですね、それがどういうふうになっているのかという詳細なそういうデータこそ評価の指標ではないかと思っております。

私の市においては、高齢化率の高い地域によってこれに取り組んでいるようでございますけれども、この間いただいた資料によりますと、やはり農村地帯で、そして生きがいがあるところが医療費が少ないというデータではないかと思っております。そういった意味ではやはり都市的のところとまた違う結果が出てくるのではないかということで、そういう意味での医療費分析も必要になるのではないかと思っておりますけれども、その辺についてのお考えをお伺いいたします。

○  
（近松恵美子議員 着席）

○岩崎高児 事務局長

議長。

○原口亮志 議長

岩崎事務局長。

○  
（岩崎高児事務局長 登壇）

○岩崎高児 事務局長

ただいま議員から御提案いただきました詳細な分析データの視点につきましては参考にさせていただきます。今後、そういった点も考慮しながら指標の作成に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○  
（岩崎高児事務局長 着席）

○原口亮志 議長

以上ですか。

○近松恵美子 議員

はい。

○原口亮志 議長

以上で、近松恵美子議員の質疑を終了いたします。

次に、小林久美子議員の発言を許します。

挙手をお願いします。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○小林久美子 議員

議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○原口亮志 議長

小林久美子議員。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

こんにちは。菊陽町の町会議員の小林です。議第5号の令和4年度後期高齢者医療特別会計予算について質問をさせていただきます。

今回の特別会計予算は、保険料の引き上げ並びに10月からの窓口の2割負担、そしてやはりコロナの感染による医療費の状況など様々な内容が今年度は特に予算に関係しているのではないかと思います。質問をさせていただきます。

まず、1つ目は、保険料等の負担金について。これは議第6号と関係がありますけれども、保険料率改定による増についてはどの程度見込んでいるのか。

2つ目に、療養給付費の自然増についてはどの程度見込んでいるのか。もちろん議案の中に説明はあるんですけども、その2点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、3番目に、コロナ感染による医療費の影響についてですが、令和2年度のコロナ感染症による影響については、一人当たりの医療費が、令和元年度は108万円、令和2年度が104万円で、一人当たりになりますと4万円の減少でした。かなり27、8万人の後期高齢者の加入者ですから、93億円の減少だという説明を受けています。令和3年度はどのような影響が出ているのか、そしてまたコロナ感染症はいまだにいろいろ影響を与えていると思いますので、令和4年度の予算についてはどのように関係を考えておられるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

(小林久美子議員 着席)

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○岩崎高児 事務局長

議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○原口亮志 議長

岩崎事務局長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

(岩崎高児事務局長 登壇)

○岩崎高児 事務局長

まず、1点目の保険料等負担金の料率改定による増加については、現年度保険料において約16億円の増加を見込んでおります。また、保険料率の改定を行った場合、所得の低

い方への軽減措置である保険基盤安定負担金も影響を受けることから、当該負担金の増加を約5億円見込んでおりました、合計で約21億円の増加を見込んでおります。

2点目の療養給付費の見込みについてお答えいたします。療養給付費の見込みにつきましては、熊本地震の影響のあった平成28年度を除く、平成27年度から令和元年度の一人当たりの医療給付費の伸び率1.36%に、制度改正による窓口負担割合変更の影響や診療報酬改定などを加味し、令和3年度当初予算と比較して、約45億円、1.6%増を見込んでおります。

3点目のコロナ感染による医療費の影響についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症に感染する方が増加する一方で、医療費については、令和2年度が前年度と比較いたしまして、約93億円、約3.1%の減となっています。本年度においても、令和元年度と比較して減少傾向となっていることから、新型コロナウイルス感染拡大に伴う受診控え等が影響しているものと思われまます。令和4年度におきましても、今後の新型コロナウイルス感染者の動向が見込めないところではございますけれども、過去5年間の医療給付費の平均伸び率1.36%や被保険者の増加率2.4%などから医療費総額を算定しております。

(岩崎高児事務局長 着席)

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○小林久美子 議員

次は、討論します。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○原口亮志 議長

以上で、議第5号についての質疑は終了いたしました。

次に、議第6号について、小林久美子議員の発言を許します。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○小林久美子 議員

議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○原口亮志 議長

小林久美子議員。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

議第6号の熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について質問をさせていただきます。

今度のやはり後期高齢者の中では保険料の改定が非常に後期高齢者医療制度を利用されている方にとっては大きな問題だと考えています。先ほど保険料率改定によって、負担金は、議第5号と関係がありますので、約16億円の増加が見込まれているという説明でした。また、保険料の改定については、議第6号で今提案をされましたように、所得割が0.

0995から0.1026に値上げをし、被保険者の均等割額は5万6000円から5万4,000円に値上げをされます。その結果、一人当たりの保険料額は、現行より4,549円増の6万6,219円となっています。この保険料の引き上げについては、軽減特例の見直しなど影響が大きいと思いますが、その点についてはまた後で一般質問でもお聞きしたいと思っています。

ただ、高齢者にとりましては、皆さんも御存じのとおり、年金は、令和3年が0.1%の引き下げ、令和4年は0.4%の引き下げと、この2年間で引き下げですけれども、ずっと年金が引き下げられてきています。この間の年金の引き下げ、消費税率の10%の値上がり、また最近の灯油・ガソリンの高騰や食料品の価格上昇が続いています。さらに、これも議第5号と関係しますが、10月から後期高齢者の医療窓口負担が1割から2割に倍増する。私は、こうなりますと、高齢者は今でも厳しい生活の中で苛酷な状況を強いられるのではないかと非常に懸念をしています。

そのために、質疑なんですけれども、1つは、財政安定化基金については、後期高齢者医療制度発足以降、どの程度活用してきたのか。

また、保険料を県の広域連合だけで考えるとすれば、財政安定化基金の活用をして、保険料を上げない方向にいくしかないと思うんですが、見送った理由は何か。

3つ目なんですけれども、今回の保険料の値上げは、一人当たり4,549円増で、6万6,219円となります。これでは高齢者の負担率などを考えますと、もちろん国の政令で決まるわけなんですけれども、保険料は増加の一途ではないか、このように懸念をしますが、この3点についての見解をお願いいたします。

(小林久美子議員 着席)

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_  
○岩崎高児 事務局長  
議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_  
○原口亮志 議長  
岩崎事務局長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_  
(岩崎高児事務局長 登壇)

○岩崎高児 事務局長

1点目の財政安定化基金の活用についてお答えいたします。平成20年度後期高齢者医療制度の開始以来、財政安定化基金の活用実績は一度もございません。ただし、令和2・3年度の保険料改定時に、保険料率の増加抑制のため、財政安定化基金10億円の活用を見込んでおりましたけれども、令和2年度に収支が好転したため、活用を見送った経緯があります。

2点目の財政安定化基金の活用を見送った理由でございますが、今回の保険料改定においては、保険料上昇抑制財源といたしまして、令和3年度の剰余金見込額が6.9億円と、これまでの改定時と比較いたしまして増加したこと。また、次期、令和6・7年度の改定

時には、被保険者数の増加等による保険料の更なる上昇が予想されることを踏まえ、県と協議した結果、財政安定化基金の活用については、今回は見送ることとしたものでございます。

3点目の保険料増加に対する広域連合の見解についてでございますけれども、令和4年度から6年度にかけては団塊の世代の方々が後期高齢者となられることに伴い、医療費も増大すると見込んでおり、4年間の財政運営の均衡を保つためにはやむを得ないものと考えております。広域連合といたしましては、今後も45市町村とさらに連携を図り、被保険者の皆様方がいつまでも長く健康で暮らせるよう、一体的実施などの保健事業の充実を推進し、医療費の適正化に努めてまいりたいと考えております。

(岩崎高児事務局長 着席)

○**小林久美子 議員**

議長。

○**原口亮志 議長**

小林久美子議員。

○**小林久美子 議員**

答弁、ありがとうございました。

それで、剰余金の令和3年度の見込額が69億円なんですけれども、保険料の上昇抑制財源ということでよく表現をされるんですが、これは、結局、前年度に歳入歳出がありますけれども、黒字になった分が69億円と私は理解しているんですが、どうして取り過ぎた保険料の69億円をいつも保険料上昇抑制財源と捉えられているのか。これは、再質問の項目には入っていませんけれども、私が非常に疑問に思っているところで、もしおわかりになればお答えしていただきたいと思います。

それで、再質問は、財政安定化基金の活用について、次期、令和6・7年度までの改定を考えているとあるんですけれども、高齢者の方にとっては、いやいや令和4・5年度だけ考えていただければいいのではないかと思うんですけれども、これはどの広域連合もそのように4年間の流れで試算をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、令和4年度から6年度にかけては団塊の世代が後期高齢者となることに伴い、医療費の増大を見込んでいるという説明でしたけれども、もちろん医療費も増えるとは思いますが、保険料を納める人も増えるのではないかと思いますので、この2点について、再度お願いします。

(小林久美子議員 着席)

○**岩崎高児 事務局長**

議長。





次に、議第2号、「令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第2号を採決いたします。

議第2号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

**○原口亮志 議長**

全員賛成と認めます。

よって、議第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第3号、「令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第3号を採決いたします。

議第3号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

**○原口亮志 議長**

全員賛成と認めます。

よって、議第3号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第4号、「令和4年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第4号を採決いたします。

議第4号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

**○原口亮志 議長**

全員賛成と認めます。

よって、議第4号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第5号について、小林久美子議員より討論の通告があつておりますので、発言を許します。

なお、討論の発言は5分以内でありますので、御了承願います。

○

**○小林久美子 議員**

議長。

○**原口亮志 議長**

小林久美子議員。

○  
(小林久美子議員 登壇)

○**小林久美子 議員**

議第5号につきまして反対討論を行います。

先ほど質疑でも述べましたが、今度の令和4年度の予算は、保険料の引き上げ、そして窓口2割負担制度開始に伴う各予算が計上されています。私もずっと医療関係や保健師として頑張って携わってきましたけれども、やはり窓口2割負担というのは、一人暮らしだったら200万円以上、そして二人だったら300数十万円以上ということで、そういう方に2割負担がかかるということになるんですけれども、今でもコロナ禍で病院に行くのも我慢しているということで、先ほど説明がありましたように、一人当たりの医療費も令和2年度でも減少しているし、令和3年度でもそのような状況が出ています。さらに、その上に10月からの窓口2割負担になりますと、非常に我慢して、受診抑制が起きるのではないかと危惧します。受診抑制が起きたときに、また状態が悪くなってからしか受診ができないということも懸念をされます。また、保険料の値上げも高齢者の生活を直撃し、ますます厳しくなることを懸念し、反対討論とします。

○  
(小林久美子議員 着席)

○**原口亮志 議長**

以上で、議第5号について、小林久美子議員の討論は終わりました。

これより、議第5号、「令和4年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

議第5号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○**原口亮志 議長**

賛成多数と認めます。

よって、議第5号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第6号について、小林久美子議員より討論の通告があつておりますので、発言を許します。

○**小林久美子 議員**

議長。

○原口亮志 議長

小林久美子議員。

○

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

議第6号につきまして討論を行います。

議第5号のときの討論でも述べましたが、高齢者にとりまして、年金の大幅引き下げ、そして物価の上昇で生活が厳しくなっている中での保険料の値上げは到底賛成できません。後期高齢者医療制度がスタートしたときは、高齢者の負担率は、先ほど説明がありましたように10%の負担率でしたが、それが毎年といたしますか、ずっとこの間、値上げがされています。私は、これは後期高齢者の方に負担を押しつけるのではなく、やはり国の補助ないしは国の負担の引き上げが必要だと考えます。保険料の値上げは到底賛成できないことを述べて、討論としたいと思います。

以上です。

(小林久美子議員 着席)

○

○原口亮志 議長

以上で、議第6号について、小林久美子議員の討論は終わりました。

これより、議第6号、「熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、採決いたします。

議第6号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○原口亮志 議長

賛成多数と認めます。

よって、議第6号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○

日程第11 発議第1号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○原口亮志 議長

次に、議員提出議案、発議第1号、「熊本県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。

本件について、提出者である服部香代議員に提案理由の説明を求めます。

○

○服部香代 議員

議長。

○

○原口亮志 議長

服部香代議員。

○  
(服部香代議員 登壇)

○服部香代 議員

山鹿市の服部香代でございます。発議第1号について御説明いたします。

今回の改正でございますが、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環といたしまして、議会への欠席事由について、育児、看護、介護等を明文化しますとともに、産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るものでございます。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名または記名押印に改めるものでございます。

以上、議員各位の御賛同を求めたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

(服部香代議員 着席)

○原口亮志 議長

以上で、提案理由の説明は終わりました。

発議第1号については、討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

発議第1号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○原口亮志 議長

全員賛成と認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12 一般質問

○原口亮志 議長

次に、日程第12、「一般質問」を行います。

お手元に配付してあります「一般質問通告書」のとおり、近松恵美子議員、小林久美子議員から一般質問の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は一人10分以内、回数は3回まででありますので、御承知願います。

はじめに、近松恵美子議員から発言を許します。

○近松恵美子 議員

議長。



います。こういった意味で、広域連合でこのような事業を研究されて、「100歳大学」を開催希望の市町村に講師を派遣できるよう取り組んでいただけたらと思いますが、いかがお考えでございますでしょうか。また、ほかに生活者としての視点から取り組みを考えている事業がありましたら、お教えいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(近松恵美子議員 着席)

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○岩崎高児 事務局長

議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○原口亮志 議長

岩崎事務局長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

(岩崎高児事務局長 登壇)

○岩崎高児 事務局長

議員御質問の高齢者の健康づくりと介護予防事業についてお答えいたします。

高齢期にある被保険者ができる限り長く自立した日常生活を送るためには、生活習慣病等の発症や重症化を予防することが大切であります。また、人生100年時代を迎える中、加齢に伴う心身機能の低下を防止し、高齢者の特性を踏まえた健康の保持増進に向けた取り組みが必要であることから、当広域連合におきましても、市町村と連携し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組んでおります。

具体的には、各地域の老人クラブや通いの場などにおきまして、被保険者が日常生活を振り返り、運動機能や認知機能の維持・回復、低栄養の防止等に向けて、生活習慣の課題を意識し見直すための働きかけを重点的に行っているところでございます。

今後も、健康寿命の延伸を目指す上で地域のコミュニティの構築やまちづくりの視点も重要であることから、御提案いただきましたような高齢者の健康づくりを実施されている各関係団体と連携し、高齢者の健康づくりと介護予防に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

(岩崎高児事務局長 着席)

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○近松恵美子 議員

議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○原口亮志 議長

近松恵美子議員。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

(近松恵美子議員 登壇)

○近松恵美子 議員

お答えいただきましたが、北欧では健診でどれだけ住民を健康にできるかということに

ついて研究をされているわけですね。あるグループをAグループ、Bグループに分けてしましたところ、健診を受けないほうが健康的だったという結果が出て、取り組んでいないと。世界的に見て、日本ほど取り組んでいるところは少ないのではないかと思いますけれども、どうしてそういう結果になったかということは、やはり非常に不安を与えると、そういうことが多いと、それよりは幸せになる気持ちを増やしたほうがいいと、そういう取り組みをしている国もあることであります。75歳まで生きてきて、細かい生活を何を言われるよりは、幸せ感を増やす、そういう社会をつくるということにシフトしていくことが大事ではないかということをお私につくづく思っておりますので、連合会といたしましても、やはりエネルギーを健診主体ではなくて、半々ぐらいに振り分けていくべきではないかと思っておりますけれども、そういう意味でもう少し「100歳大学」、それを今の実情に合った取り組みはできないかということ。それから、もう少し一歩踏み込んだ、似たような活動でできないかということをお伺いいたします。

(近松恵美子議員 着席)

○岩崎高児 事務局長  
議長。

○原口亮志 議長  
岩崎事務局長。

(岩崎高児事務局長 登壇)

○岩崎高児 事務局長

ただいまの「100歳大学」のような内容の事業の実施またはそれに代わるような事業・取り組みについてお答えいたします。

令和3年4月14日に開かれまして衆議院厚生労働委員会におきまして、滋賀県大津市の「100歳大学」が取り上げられまして、多くの高齢者が老後を健康に暮らす方法を熟知していないことから、結果として医療費がかかるとの指摘がなされまして、文部科学省は、「有用な事例として全国の自治体と共有したい」と、そういう答弁があったことは承知しております。

「100歳大学」のカリキュラムに類似した取り組みといたしまして、当広域連合においては、国の特別調整交付金を活用した保健事業を実施しているところでございます。その対象事業といたしまして、「フレイル予防の普及啓発活動」や「運動・栄養・口腔等のフレイル予防などの健康教育」などであり、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」の中で、県下市町村に委託する形で実施しております。そのほか、各市町村が開催する健康教室においても、広域連合の補助事業といたしまして実施しているところでございます。

今後、広域連合といたしましては、国の動向を注視しながら、市町村及び関係団体と連携いたしまして、こうした取り組みを生かした健康教育の実施について研究してまいりた

いと思っております。

(岩崎高児事務局長 着席)

○  
近松恵美子 議員

議長。

○  
原口亮志 議長

近松恵美子議員。

最後の登壇となります。

○  
(近松恵美子議員 登壇)

○  
近松恵美子 議員

これからの取り組みに期待していきたいと思えます。

これはお願いではございますけれども、市町村の立場といたしましては、私を感じるに、国や県は頭で、市町村は手足ということを感じるわけでございます。上のほうが決めてしまつて、私たちはそれに従つて、お金につられて働かだけみたいなの、私たちには私たちの現場に応じた考えというのがあるわけでございます。ですから、形を決めて、こういうふうにお金を落とすということではなくて、やはり裁量のあるお金を市町村にいただきたい。以前、国保の事業でありましたときには、健康づくりに対してするなら300万円を出すと、そういう事業がありました。その中で、市町村がいろいろ工夫してやってみる。住民に対してどのようにやったら住民が心で動くかということをやはり試行錯誤してみる。その中で、やはり今の時代に合った幸せづくりというのをつくり上げていかなければいけないのではないかと思います。その市民と少し離れたところの人が頭で考えて、形をつかつて、お金をやるから市町村でやれという形でやっていくというのはいかがなものかということ私現場を見て思えますので、ぜひ国とも相談なされて、やはり自由度のある事業を考えていただきたいと、上のほうだけで形を決めてほしくないということを申し上げたいと思っております。

それから、高齢者医療の場合は75歳以上だということ先ほど伺いましたけれども、やはりこの土台は65歳からでございます。これから定年延長もありまして、70歳ぐらまでは十分働くような時代でございますので、せめて70歳から準備しないといけないのではないかと、75歳から健康教育をしても始まらないかなと思っております。私が考えるのは、健康教育ということではなくて、再度申し上げますけれども、やはり生きがいづくりということでございます。歩け歩けをする暇があつたら、空き缶を拾つて、地域をきれいにして、そして健康になるという、そういう社会システムをつくっていかなければ、年金暮らしで、そして仕事をしないで病院に行く人が増えたら、本当にこの世はもたないと思えるわけでございますし、また非常に大きな体験を持った、経験を積んだ大事な高齢者がその力を発揮するシステムをつくっていくということが今の時代に合った健康づくりではないかと思いますので、どうか健康、健康という視点ではなくて、もう少し広い視点



で力が発揮できて、満足できて、健康になるという発想で考えていただきたいし、そのことを国のほうに申し上げて、自由度のある予算確保ということをお願いしたいと私は思っておりますけれども、そのことにまた何かありましたら御意見いただいて、おしまいにしたいと思います。ありがとうございました。

(近松恵美子議員 着席)

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○岩崎高児 事務局長  
議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○原口亮志 議長  
岩崎事務局長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

(岩崎高児事務局長 登壇)

○岩崎高児 事務局長

ただいま議員から自由度の高い予算の使い方について御質問いただきました。やはり国からの補助金は、補助事業、補助メニューで定められておりまして、なかなか自由度の高い予算を獲得するのは困難な状況もあると思いますけれども、今後、さらに研究させていただきます。

(岩崎高児事務局長 着席)

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○原口亮志 議長

以上で、近松恵美子議員の一般質問は終わりました。

次に、小林久美子議員の発言を許します。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○小林久美子 議員  
議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○原口亮志 議長

小林久美子議員。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

それでは、小林です。一般質問を行います。

通告書には後期高齢者保険料について、医療費の窓口2割負担についてとじていますが、既に先ほど議第5号や議第6号で保険料の値上げや窓口2割負担についての予算も可決されましたので、少し絞ってお尋ねをしたいと思います。

その1つは、九州圏内でも宮崎県等では保険料を値上げしない、据え置きにしているという説明も議案の説明のときにありましたけれども、そういう情報交換はどの程度されて

いるのかというのを第1点、お尋ねしたいと思います。

それから、2つ目は、保険料の軽減特例が令和3年度以降廃止となりました。この軽減特例の影響は非常に大きいものがあると思います。以前行われていた軽減の措置がなくなったというのも保険料の値上げにかなり影響していると思いますので、その状況と広域連合独自に軽減措置が取れないか。

それから、最後は3つ目ですけれども、窓口の2割負担については10月からするというのは決まっているわけですが、例えば熊本県でも年金だけで生活をしている75歳以上の方、全国では大体6割ぐらいが年金だけで生活をしていると言われていいますが、熊本県はもしかすると6割よりも少し多いのではないかと考えています。そういう年金だけで本当に生活している厳しい方についての2割負担については一層厳しくなるとは思いますが、ここは広域連合長の見解をお尋ねしたいと思います。

以上です。

(小林久美子議員 着席)

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○岩崎高児 事務局長  
議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○原口亮志 議長  
岩崎事務局長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

(岩崎高児事務局長 登壇)

○岩崎高児 事務局長

ただいま議員から御質問いただきました、ほかの広域連合との情報交換のことについてお答えいたします。

情報交換につきましては、九州各県の広域連合につきましては必要があるときに情報をお互いに収集いたしまして、情報を共有している状況でございます。

それから、特例廃止に伴う影響についてでございますけれども、市町村からの基盤安定負担金については、令和3年度当初と比較いたしまして約5億円増加するというようになっております。その理由といたしましては、算定の基礎となる均等割額が5万600円から5万4,000円に増加するということと、被保険者数の増加に伴いまして軽減対象者が増加するということが理由でございます。

(岩崎高児事務局長 着席)

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○大西一史 広域連合長  
議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○原口亮志 議長  
大西連合長。

○

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議員からお尋ねの医療費の窓口2割負担の影響と、それからこれから高齢者の暮らしが一層厳しくなる懸念への広域連合としての見解ということについてお答えしたいと思います。

まず、窓口2割負担制度は、御承知のとおり、少子高齢化が進展する中で、年々増加している現役世代からの支援金を抑制して、世代間の公平性を確保するとともに、持続可能な制度維持を図るため、導入されたものと認識をしております。

本県における制度実施の影響ということでございますが、全体の14%、約4万1,000人と見込んでおりますけれども、急激な負担増を抑制するため、外来受診について、1月当たりの窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を最大3,000円までとする配慮措置が講じられることとなっております。

当広域連合といたしましては、必要な受診が抑制されないことがないよう、市町村と連携しまして、制度の周知広報を徹底してまいりたいと考えております。

そして、高齢者の暮らしがより一層厳しくなる懸念への広域連合としての見解についてお答えいたします。

国は、少子高齢化が進展する中で、全世代型の社会保障制度の構築を図るため、一定以上の収入のある方に対しまして、その負担能力に応じて窓口2割負担等の改正を実施したものと認識をしているところでございます。

このことは、高齢者の方々だけではなくて、子育て世代をはじめ、現役世代の暮らしも十分に検討した上での負担増でありまして、持続可能な社会保障制度の維持のためには必要であると考えております。

以上です。

○小林久美子 議員

議長。

○原口亮志 議長

小林久美子議員。

○

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

答弁、ありがとうございました。

質問を準備していたのは議第5号と議第6号に重なっていますので、最後、もう一つだけ質問をさせていただきたいと思っております。

保険料の引き下げはできないと言われているんですけれども、決算の剰余金はいつも多額であります。私は、決算の剰余金をこんなに多額にならないように予算を組んで、なる

べく保険料やそういう引き下げを考えたかどうかと思ひまして、こういう質問をしているんですけども、毎年60億円程度の子算、多額の子余金が出るんですけども、それについて、最後どのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

(小林久美子議員 着席)

○岩崎高児 事務局長  
議長。

○原口亮志 議長  
岩崎事務局長。

(岩崎高児事務局長 登壇)

○岩崎高児 事務局長

ただいまの子余金についてお答えいたします。

当広域連合において決算子余金は、平成20年の制度発足以降、毎年発生しており、令和2年度までの過去13年間の平均額は約60億円となっております。

決算の子余金が多額であるという御指摘でございますけれども、子余金は、保険料上昇抑制財源としての役割だけではなく、高額な新薬の保険適用や入院数の増加などによる医療費急増リスクに対応し、持続的かつ安定的な後期高齢者医療制度の財政運営のための留保財源としても必要であると考えています。

以上です。

(岩崎高児事務局長 着席)

○小林久美子 議員  
議長。

○原口亮志 議長

小林久美子議員。

最後の登壇となります。

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

なかなかここは見解が違ふというところで、私としてはこういうふう子余金をそんなに多額に置かずに、やはり後期高齢者医療制度に加入されている方への軽減をするべきだと考えています。

これで終わりなんですけれども、今日は、いつも1人で一般質問をしていましたが、ほかの議員の方の質問もあり、大変ほっとしています。

また、これは要望なんですけれども、全員協議会で言うべきだったかもしれないんです

が、後期高齢者の全員協議会でほとんど議案を説明されますので、後の定例会の報告にはそれは反映されないので、全部とは言いませんが、やはり定例会の報告にある程度反映することも必要だと思いますので、少し内容を簡略化してもいいので、定例会である程度報告して、その後、残るように検討を事務局のほうでしていただきたい。最後に要望を述べて、終わりたいと思います。

(小林久美子議員 着席)

○

○原口亮志 議長

以上で、一般質問は終了いたしました。

お諮りをいたします。本定例会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を本職に委任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口亮志 議長

御異議なしと認めます。

よって、本会議において議決された案件の整理については、これを本職に委任することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、令和4年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時37分閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長 原口 亮志

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 中逸 博光

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 近松 恵美子